Microsoft 365 / Office 365 Government ライセンス包括使用契約（その２）仕様書

1 件名

Microsoft 365 / Office 365 Government ライセンス包括使用契約（その２）

2 契約期間

契約締結日から令和 10 年 12 月 31 日まで

3 契約の内容

下記のライセンスプログラムに基づく岡山市（以下「本市」という。）が指定するライセンスの提供

3.1 契約するライセンスプログラム

本市は、Microsoft と締結している ESA（有効期間：5 年間）を前提として、本契約により、当該 ESA に基づく Microsoft 365 および Office 365 Government 向けライセンスを、本契約期間中、販売代理店から調達するものとする。

3.2 ライセンス使用期間

令和 8 年 12 月 28 日から令和 10 年 12 月 31 日まで（24 ヶ月）

※ライセンス費用は令和 9 年 1 月分から発生

※ESA 契約手続きは令和 8 年 12 月 28 日までに必ず完了すること

3.3 ライセンス種類及び数量

別紙 1「ライセンス使用計画」記載のライセンス種類、数量を、各年の使用開始日から使用できるように提供すること。

3.4 納入書の提出

各年のライセンス提供が完了したときは、各年の使用開始日から 1 週間以内に、別紙３「納入書」を作成し提出すること。

3.5 ライセンスの追加等について

ライセンスの追加等、変更がある場合は、変更契約にて対応すること。

4 支払条件

本契約に係る使用料の支払いは毎月の完了後払いとする。

4.1 使用料について

各月の使用料は，使用料額を以下の按分率により各年度に配分し，当該年度の支払月数に

応じて分割した額を基本とするが，各月の使用料については協議により決定するものとする。各年度の配分割合は次のとおりとする。

（1）令和８年度　　使用料額の１２％以内
（2）令和９年度　　使用料額の５０％以内
（3）令和１０年度　使用料額から令和８年度及び令和９年度に支払われた額の合計額を控除した残額

ただし，月額使用料に１円未満の端数が生じた場合は，各年度当初の支払月で調整するものとする。

4.2 支払表の提出

落札決定後契約締結までに、別紙２「月別支払表」を作成し、本市へ提出すること。

5 留意事項

5.1 ライセンスについて

本市の依頼に応じて、本件のライセンス契約については、Microsoft365 管理センターで確認すること。

5.2 ライセンスプログラムに関する問い合わせ先

ライセンス契約の詳細については、任意の Licensing Solution Partner(以下 LSP)へ確認すること。〈 https://www.microsoft.com/ja-jp/Licensing/how-to-buy/LSP 〉

その上で不明点がある場合は、マイクロソフト社の本市担当者に確認のうえ、適切に行うこと。

日本マイクロソフト株式会社
パブリックセクター事業本部
担当者：岡田　敏寛
tooka@microsoft.com